

立地協定書

令和〇年〇月〇日

立地協定書

鹿児島市長 下鶴 隆央（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、鹿児島県商工労働水産部長 〇〇 〇〇（以下「丙」という。）を立会人として、乙が鹿児島市内に事業所を新設することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙の立地に際し、円滑な事業活動が図られるとともに、地域経済の発展のために、積極的な協力が得られるよう締結する。

（相互協力）

第2条 甲と乙とは、乙が鹿児島市内に事業所を新設することについて合意し、甲は、乙の業務が円滑に行われるよう誠意を持って協力するものとする。

（事業所の新設計画）

第3条 乙は、別紙事業所新設計画に基づき、事業所を新設するものとする。

（労働力の確保）

第4条 乙は、地域振興の観点に立って、新設した事業所の従業員については、鹿児島市民の優先的な雇用に努めることとし、この場合において、甲は、乙の従業員確保について誠意をもって協力するものとする。

（労働条件）

第5条 乙は、労働関係法令の規定を守り、従業員の労働条件、福利厚生及び安全就業について十分配慮するものとする。

（権利義務の承継）

第6条 乙において、合併・譲渡その他の理由により、この権利義務を承継させる必要が生じたときは、この権利義務は、甲の同意を得て、その承継を必要とする者に承継させることができるものとする。

(協議)

第7条 乙は、本協定に定める事業所が経済情勢や不測の事態により操業短縮等に至るおそれのある場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。別紙事業所新設計画に記載の内容を変更する場合も同様とする。

(協定の解除)

第8条 乙が鹿児島市での事業活動を中止した場合、又は法令若しくは公序良俗に反する行為により、立地協定を締結する企業として相応しくないと認めた場合、甲は本協定を解除することができるものとする。

(疑義の処理)

第9条 甲と乙は、本協定に定められた事項について疑義を生じたとき、又は本協定に定めのない事項について必要が生じたときは、その都度、甲乙協議の上処理するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙押印して各1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 鹿児島市山下町1-1番1号
鹿児島市長 下鶴 隆央

乙 東京都・・・
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

丙 鹿児島市鴨池新町1-0番1号
鹿児島県商工労働水産部長 〇〇 〇〇

事業所新設計画

事業所名	株式会社〇〇 〇〇〇〇〇
所在地	鹿児島市〇〇〇〇〇
面積	〇〇. 〇〇㎡ (〇〇. 〇〇坪)
設立・立地	令和〇年〇月
操業開始	令和〇年〇月
総投資額	〇〇〇万円
事業内容	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
当初計画 (5年目)	増加従業員数 〇〇人 売上高 〇億〇〇〇〇万円

(企業概要)

企業名	株式会社〇〇 〇〇〇〇〇
代表者名	代表取締役 〇〇 〇〇
所在地	東京都〇〇〇
設立	令和〇年〇月
資本金	〇〇〇〇万円
従業員数	〇〇人 (令和〇年〇月末現在)
事業内容	〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇